

# 湖南省は企業の立地・設備投資を応援します！！

湖南省では、地域の活力創造のため、産業振興と女性の社会参画を推進し、市内に工場などを**新設**、**増設**または**建替**する企業に奨励金を交付します。

## 1. 交付要件

新設等のために取得した固定資産（土地・建物・償却資産）の課税標準額が**5億円以上**であること。

## 2. 奨励期間

固定資産税が課税され始めた年度から**3年度間**とする。女性が社会経済活動に参画しやすい設備を設置および保育施設を設置した場合それぞれ1年度間延長する。

## 3. 奨励措置

固定資産税額に**2分の1**を乗じた額とする。ただし、4年目以降は4分の1を乗じた額とする。

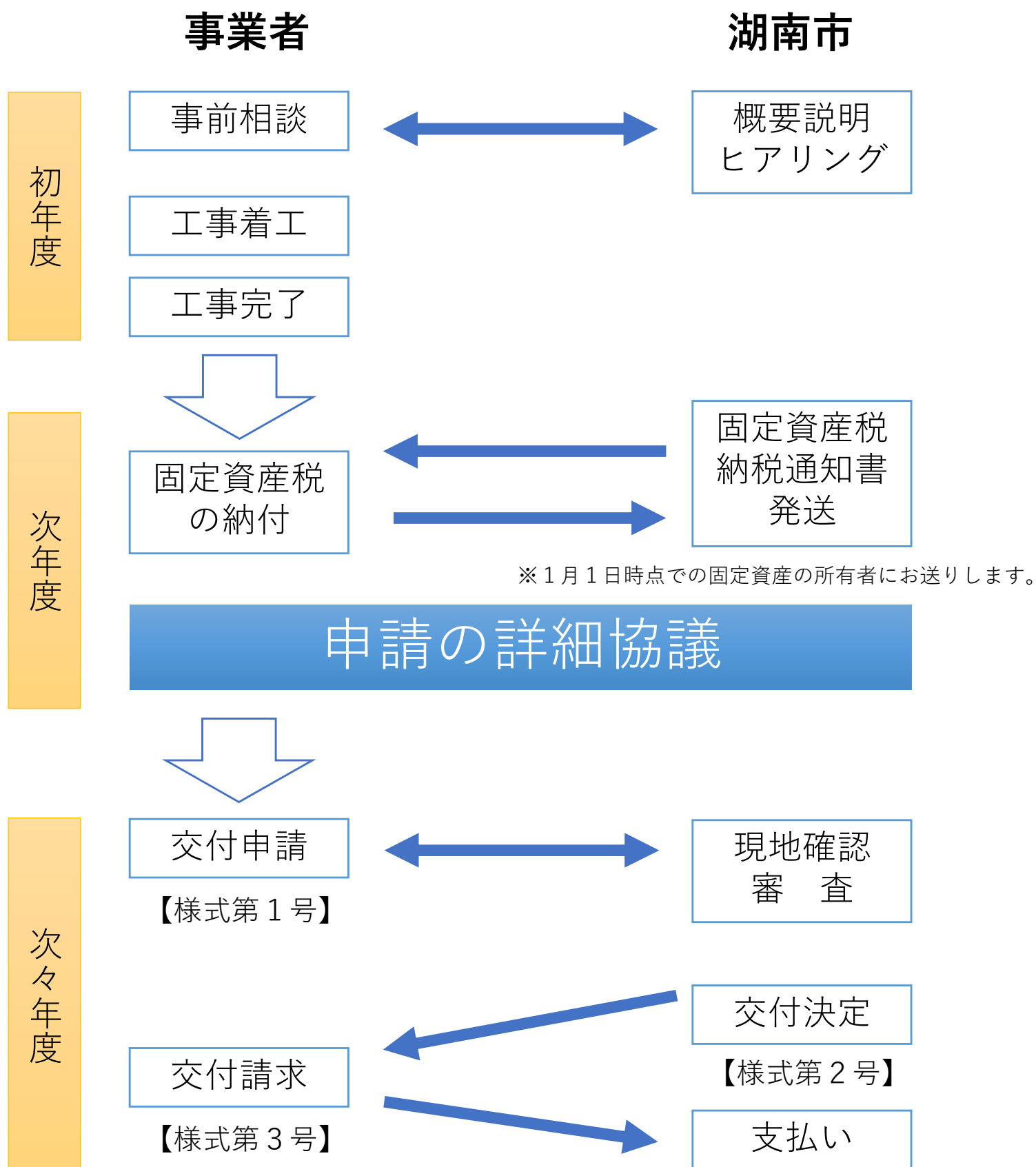
## 4. 注意事項

※奨励金の対象となる事業者は、対象事業者＝事業運営者＝固定資産の所有者です。

※太陽光発電設備については、自己の工場や事業所の敷地内に設置し、自社の電力として消費するものは対象となります。

↓**手続きのフローは裏面へ**↓

# 企業立地促進奨励金のフロー図



## 【問い合わせ先】

湖南市 環境経済部 商工観光労政課 企業誘致推進室  
〒520-3288 滋賀県湖南市中央一丁目1番地

TEL: 0748-71-2332 mail: kigyo@city.shiga-konan.lg.jp



【詳細はHPで】